

第3編

地震災害対策編

目次

第1章	地震災害予防計画	245
第1節	地震に強いまちづくり計画	245
第2節	地震防災活動体制の整備計画	249
第3節	施設、設備等の整備計画	250
第4節	地域の防災力の向上	252
第2章	地震災害応急対策計画	255
第1節	活動体制の確立	255
第2節	動員配備計画	255
第3節	被害情報等収集伝達計画	257
第4節	避難計画	259
第3章	地震災害復旧・復興計画	261
第1節	災害復旧・復興計画	261
第2節	被災者の生活確保計画	261

節	款	項目	担当	頁
第1章 地震災害予防計画				
1 地震に強いまちづくり計画	1 基本方針		危機管理課	245
		2 防災都市基盤整備計画	1 現況 2 防災都市基盤整備 3 公園・緑地整備	
	3 地盤災害予防計画	1 現況	危機管理課、地域政策課、建設管理課、上下水道課、各施設管理者	247
		2 計画目標		
	4 地震火災予防計画	1 現況	危機管理課、地域政策課、建設管理課、消防本部、消防署、消防団	248
		2 計画目標		
	5 交通施設災害予防計画	1 現況	危機管理課、建設管理課、高鍋警察署	249
		2 計画目標		
	2 地震防災活動体制の整備計画	1 消火活動体制の整備		249
		2 二次災害防止体制の整備	1 二次災害の防止体制 2 宅地・建物応急危険度判定	
3 施設、設備等の整備計画	1 基本方針		250	
	2 建築物災害予防計画	1 基本方針 2 現況 3 計画目標		危機管理課、地域政策課、建設管理課、上下水道課、各施設管理者
		3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画		
4 地域の防災力の向上	1 基本方針		252	
	2 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化	1 現況 2 計画目標		危機管理課、教育総務課、社会教育課、建設管理課、地域政策課、消防本部、消防署、消防団
第2章 地震災害応急対策計画				
1 活動体制の確立	1 基本方針		危機管理班	255
	2 町災対本部等組織計画			
2 動員配備計画	1 町災対本部等の設置基準と配備体制	1 活動体制	危機管理班、各班	256
		2 職員の参集基準		
	2 夜間・休日発災時の本部機能の確保	1 非常参集 2 町災対本部機能の確保 3 各地区での情報収集活動		
3 被害情報等収集伝達計画	1 情報収集伝達計画	1 情報の収集及び伝達	各班	257
		2 緊急地震速報の活用		
2 緊急地震速報の活用				
4 避難計画	1 避難所等の確保		各班	259
	2 避難指示及び伝達			
第3章 地震災害復旧・復興計画				
1 災害復旧・復興計画	1 災害復興計画		各担当課	261
	2 激甚災害に伴う措置		危機管理課	
2 被災者の生活確保計画			福祉課、健康保険課、町社会福祉協議会	

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり計画

第1款 基本方針

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保及び防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

また、地震災害対策の効果を発揮するためには、長期的な防災対策の目標（防災ビジョン）に基づき、地震に強い町域土を整備するための事業を推進していく必要がある。具体的には、都市・地域の防災構造化、建築物及び各種ライフライン施設の耐震化・安全化を進めるとともに、各機関に、地震発生時の初動体制を整備し、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を実施できるようにしておくことが重要である。

町及び施設管理者は、宿泊施設等の商業ビル及び駅等の不特定多数の者が利用する都市施設の地震発生時における重要性に鑑み、これら施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を推進する。

また、火災の発生及び延焼を防ぐため、第一に火災の発生を抑え、次いで火災が発生した場合にその延焼を最小限にとどめるよう初期消火を行うことによって被害の軽減対策を実施する。

第2款 防災都市基盤整備計画

1 現況

町は、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、学校施設の耐震化等の整備を進めてきた。今後も地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある。

2 防災都市基盤整備

(1) 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した地震被害想定調査の結果をもとに、災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して、安全な土地利用を推進する。

ア 県の実施した宮崎県地震被害想定調査の結果及び活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。

イ 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して、安全な土地利用を指導・誘導する。

(2) 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、庁舎、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利及び道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことを配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、地震被害想定調査結果等を参考に、町の

危険度、防災基幹施設の重要度等を勘案し、防災対策を推進する。

(3) 道路整備の推進

- ア 道路、擁壁及び周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検、補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- イ 災害時の避難や災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架換や拡幅等を検討する。
- ウ 災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策を十分検討する。
- エ 4m以下の生活道路は、建築時におけるセットバック指導と4m以上の道路整備計画を目指す。

(4) 河川施設等整備の推進

- ア 施設の点検、耐震性の強化
国が示す「耐震点検要領」等に基づき、河川施設における施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、排水機場や水門等の河川構造物についても検討を行い、耐震補強に努める。
- イ 防災体制等の整備
河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を確立する。

(5) 水道施設等整備の推進

地震発生時の水不足を補うため安定的な供給体制を検討し、広域的な連携のもと新たな水源の確保を推進する。そのため、施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。また、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。

(6) 下水道・浄化施設等整備の推進

- ア 仮設トイレの確保
災害時は、浄化施設が不能となることを想定し、マンホールトイレの設置、仮設トイレの確保並びに周辺環境の整備について、地域住民との連携協力を図る。
- イ 代替方策の検討
汚物の貯留や中継施設の確保、処理施設代替方策等について、周辺市町との連携協力体制を図る。
- ウ 下水道施設の整備
日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」等によって、施設の耐震化に努める。
- エ 災害時に河川等の水質保全や生活環境の安全を図るため、耐震化等災害に強い公共下水道の整備を積極的に推進する。

3 公園・緑地整備

地震発生時に地域の防災活動拠点として機能する公園・緑地等の保全と確保に努める。避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域及び公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹及び生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

第3款 地盤災害予防計画

1 現況

本町の地震時における土砂災害警戒区域等については、「第5編 風水害(洪水・土砂災害等)対策編 第1章 第2節 風水害に強いまちづくり」による。

2 計画目標

地震発生の際、危険性のより高い「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」に対する防止対策を積極的に促進していくものとする。なお、土砂災害は降水量を要因にその被害が発生しているが、地震時の斜面崩壊、土砂の移動等に伴い、豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、町は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。但し、緊急性を要するような場合には、必要に応じ町単独の事業としても実施する。

特に、住民のおかれた環境を知らせるため、町の災害危険箇所の周知と啓発を図り、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地の検討並びに整備体制の充実に努める。

(1) 宅地造成規制、開発行為等

ア 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発は、建築基準法、都市計画法及び基本法等により災害防止の措置についての指導並びに要請を行う。

イ 開発等の災害防止に関する基準

(ア) 軟弱地盤の改良

宅地造成の際に、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

(イ) 液状化対策

宅地造成の際、土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講じる。

ウ 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、県と連携し、原則として開発計画を抑制する。

エ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(2) 軟弱地盤液状化対策

ア 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

イ 地盤改良工法等の普及

(ア) 軟弱地盤の改良

宅地造成における地耐力調査により、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

(イ) 液状化対策

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等があるが、これらの各種工法の普及に努め、適切な工法により対策を推進する。

(3) 地震土砂災害対策

ア 地震による土砂災害は、降水量を要因にその被害が発生しているが、震災時の斜面崩壊や土

砂の移動等に伴い、豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。そのため、地震土砂災害による二次災害の防止と警戒避難体制の確立に努める。

イ 地震発生時の緊急調査体制

- (ア) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。
- (イ) 土砂災害危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。
- (ウ) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (エ) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供する。

第4款 地震火災予防計画

1 現況

現況及び地震発生時における火災予防対策は、次によるほか、「第6編 大規模事故等災害対策編 第3章 火災災害」による。

2 計画目標

(1) 出火防止措置

ア 一般家庭に対する防火指導

- (ア) ガスコンロ等の一般火気器具からの出火、特に油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (イ) 消火器、住宅用火災警報器等の設置推進並びにこれらの器具の取扱い方法について指導する。
- (ウ) 家庭用燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (エ) 防火ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防期間中の防災行政無線や消防車による広報等を通じて、火災予防の徹底を図る。

イ 事業所に対する防火指導

- (ア) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法及び火気管理の徹底を図る。
- (イ) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (ウ) 自衛消防の育成指導を図る。
- (エ) 旅館、複数の業種が混在する店舗やコンビニエンスストア等の不特定多数の者が出入りする施設並びに要配慮者入所施設等においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (オ) 化学薬品を保有する学校、会社等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ウ 初期消火の指導

地震火災による延焼拡大を防止するには、消防機関だけでなく、住民や自主防災組織による初期消火が必要となる。そこで次のような初期消火の指導に努める。

- (ア) 各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- (イ) 自主防災組織、行政区に対する初期消火の訓練・指導を行う。
- (ウ) パンフレット等により消火方法・知識の普及を図る。

第5款 交通施設災害予防計画

1 現況

現況及び地震発生時における対策は、次によるほか、「第6編 大規模事故等災害対策編 第6章 交通施設等災害」による。

2 計画目標

(1) 道路整備

- ア 地震時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、交通拠点へのアクセス道路の整備等により、災害時に有効な道路ネットワークを構築する。
- イ 道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- ウ 土砂崩壊・落石等の危険箇所について現況調査を行い、法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。
- エ 災害時の避難・災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架替えや拡幅等を検討する。
- オ 狭あいな生活道路（4m未満）については、建築時におけるセットバック指導と、4m以上の道路整備計画を目指す。

(2) 橋梁整備

- ア 老朽化した橋梁については、老朽橋点検及び震災点検調査等を踏まえた補修や改良等を行っていくとともに、危険度の高いものから順に耐震性強化に努める。
- イ 橋梁の被害を防止し、また被害の誘因となるものを排除するため、道路パトロールを強化する等、橋梁の維持補修に努める。
- ウ 幅員の狭い橋梁については、拡幅や架替え等の改良を検討する。

第2節 地震防災活動体制の整備計画

第1款 消火活動体制の整備

地震による火災に備え、消火栓だけでなく、防火水槽や耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用及びプール並びにため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定を検討、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第2款 二次災害防止体制の整備

1 二次災害の防止体制

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

2 宅地・建物応急危険度判定

地震発生後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士等が被災宅地・建

物の危険度の判定を行う「応急危険度判定士」を養成する。

第3節 施設、設備等の整備計画

第1款 基本方針

地震等の大規模災害時において、施設や設備は、機能が損なわれることが想定される。そのため、優先度を考慮し、代替手段や緊急調達方法や調達先等について、整備体制の確立に努める。

- 1 災害発生により、その機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- 2 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を予め定めておく。

第2款 建築物災害予防計画

1 基本方針

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物等の耐震性を確保する必要がある。

なお、耐震性の確保には、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

2 現況

公共施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響が非常に大きい。このため、公共施設の防災診断を行い、耐震性、耐火性等の防災関係設備等の充実を計画的に整備する必要がある。公共施設は、建築年代の古い施設等が被災することで災害応急対策の中核機能の麻痺や公共サービス機能に障害をもたらすことが予想される。

なお、令和元年度末における公共施設等の耐震化率は94.1%となっている。

一般建築物に関しては、震災時において、建物の倒壊及び火災発生による被害の拡大が予想されるため、町域内の一般建築物については、次の点において検討が必要である。

- (1) 市街地については家屋の密集が進み、道路も幅員が狭い部分が見られる。
- (2) 住宅の老朽化、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性診断の調査把握。
- (3) 住民の危機意識による屋内家具の転倒、ブロック塀等の倒壊等の防止策の充実。
- (4) 周辺環境と一体となった総合的な居住環境の整備検討。

また、木造密集地域等を踏まえた火災危険地域の指定と同時に、延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備についても検討していく必要がある。

3 計画目標

(1) 公共施設災害

ア 重要建築物の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定し、復旧優先順を検討する。

- (7) 防災中枢施設（町役場等）
- (イ) 治安施設（駐在所等）
- (ウ) 消防施設（消防本部、消防署等）

- (エ) 医療施設（総合病院等）病院
- (オ) 避難施設（公民館、集会所、小学校、中学校、防災センター等）
- (カ) 要配慮者施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設、健康づくりセンター等）

イ 建築物の耐震化

町は、防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を推進する。

ウ 建築物防災診断の実施

必要に応じ、県及び建築士会等と協力して、個々の建築物の防災診断の実施を推進する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な施行により、耐震診断や耐震改修の促進に努める。

エ 建築物等の耐震性の確保

- (ア) 一般建築物の耐震性強化の促進
- (イ) 建築物の耐震性強化の普及啓発
- (ウ) ブロック塀等の倒壊防止
- (エ) 屋外広告物等の落下防止
- (オ) 公共建築物等の耐震性の強化
- (カ) 危険物施設等の安全対策

オ 避難所となる公共施設の建築

公共施設にあつては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

(2) 一般建築物災害

ア 建築物の耐震化

(ア) 建築物等に対する指導

保安上危険又は衛生上有害であると認められる建築物、老朽建築物及び外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

(イ) ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強及び改修等の住民啓発を進める。

(ウ) 屋外広告物等の落下防止

広告塔、看板等の屋外広告物、街路灯及び道路標識等の道路付帯構造物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。施設管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに、事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

イ 建築物の耐震化普及、啓発

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の確立を図る。

ウ 建築物の安全化

応急対策上重要な不特定多数の者が使用する施設の管理者は、建築基準法に基づく設計基準、特に耐震性の確保に配慮した建築物の安全性を確保する。

エ 応急危険度判定作業の体制整備

町は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

なお、判定士の応急危険度判定の活動内容は次のとおりとする。

町は建物応急危険度判定結果に基づき、二次災害防止のための応急対応として立ち入り制限等の措置を行う

- (ア) 判定対象建築物は、町が管理する建築物及び町が定める地域の建築物とする。
- (イ) 判定作業は町の指示に従い実施する。
- (ウ) 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、表示を行う。

第3款 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保するとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備推進が必要である。

施設の整備等は、概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施工等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮できるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業についても推進する。

第4節 地域の防災力の向上

第1款 基本方針

地震等の大規模災害時における住民による自主的な防災活動は、災害による被害の拡大防止に極めて重要で、効果的である。そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、迅速な災害対応が行えるよう、自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

第2款 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化

1 現況

本町では、住民への防災知識の普及を図るため、広報たかなべや出前講座等を通じて、防災訓練への参加の呼びかけや防災情報の提供等を行っている。

2 計画目標

(1) 防災知識の普及等

地震発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第12節 防災知識普及計画」による。ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に普及を図ることとする。

ア 住民への啓発

町は、広報紙や出前講座等を通じ、住民に対し、次の事項に重点をおき、震災に関する分析結果等を示しながら、その危険性を周知し、防災知識の普及、啓発を図る。

- (ア) 3日分の食料、飲料水等の備蓄
- (イ) 非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策
- (ウ) 医薬品の備蓄と救護知識の習得
- (エ) 地震発生時にとるべき行動、避難所での行動等
- (オ) 震災時の家庭での連絡体制の確保

イ 防災マップによる啓発

住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップを作成し住民等に配布するとともに、出前講座等を行うことにより、防災知識の普及啓発に努める。

ウ 教育機関等での啓発

防災訓練等を通じて、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災訓練の実施

地震発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第13節 訓練計画」による。ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に計画することとする。

ア 防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

イ 防災訓練は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動等の習熟を図る。

ウ 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人及び乳幼児等避難行動要支援者に充分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援することができる連絡体制及び救出等の活動体制の充実に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に充分配慮するよう努める。

(3) 消防団、自主防災組織の育成強化

地震発生時における消防団、自主防災組織の育成強化対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第10節 自主防災組織整備計画」による。ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に計画することとする。

ア 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

イ 自主防災組織の重点地区

特に、地震発生による被害拡大の危険性が高い次のような地域を重点において、組織の育成を推進する。

- (ア) 木造家屋の集中している地域
- (イ) 消防水利の不足している地域
- (ウ) 道路事情等により消防活動の困難な地域
- (エ) 要配慮者（特に避難行動要支援者）の集中している地域
- (オ) その他地理的特性等から防災上重要な地域

ウ 自主防災組織の組織づくり

地震発生時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- (ア) 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- (イ) 既存の公民館等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくりを推進する。
- (ウ) 自治組織に町内活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織を育成する。
- (エ) 防犯組合等何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実を図る。
- (オ) 地域で活動しているさまざまな組織を活用する。
- (カ) 地域防災の担い手としての役割が期待される防災士を養成し、地域防災力の向上を推進する。

(4) 災害ボランティア活動環境の整備

地震発生時における対策は、次の事項のほか、「第2編 共通災害対策編 第1章 第11節 災害ボランティア活動環境整備計画」による。

ア 町は、ボランティア団体と協力して、地震発生時の災害ボランティアとの連携やその体制について検討する。

イ 町は、日本赤十字社、町社会福祉協議会等及びボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備拡充を目指す。

ウ 環境整備の検討事項

次の防災ボランティア活動環境について検討する。

- (ア) 非常時に備えてのボランティアの事前登録
- (イ) 研修制度
- (ウ) 活動調整を行う体制
- (エ) 活動拠点の確保等

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 基本方針

県が実施した地震被害想定調査結果や東日本大震災後の国のアセスメント等を踏まえて、町、県及び防災機関等は、それぞれの役割に応じて震災対策を推進する必要がある。

町、県及び防災関係機関等は、「第1編 総則 第7章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるもののほか、次表に示す震災時における役割分担に応じて取り組むものとする。

《震災時における役割分担》

区分	役割分担
県	震災時における、県下市町村の被害の全体概況の早期把握、市町村への後方支援、国、防災関係機関、他県との間の総合調整を行う。災害救助法が適用されたときは、被災市町村にかかわる直接的な救助活動を実施する。
町	住民への救援活動の第一義的な実施機関として、情報伝達や避難、救出、消防、医療、その他の各種防災対策を実施する。
防災関係機関	上・下水道、電力、ガス、通信、道路、鉄道、港湾など、所管する施設の早期復旧、被害の拡大防止対策を実施する。
住民・事業所等	自らの安全確保（自助）と、周辺住民との相互協力による初期消火・救出・救援活動等の自主防災活動（共助）に参画する。

第2款 町災対本部組織計画

本町の地域において大規模な地震が発生した場合は、「第2編 共通対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」に基づき、町災対本部を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害応急対策を実施する。

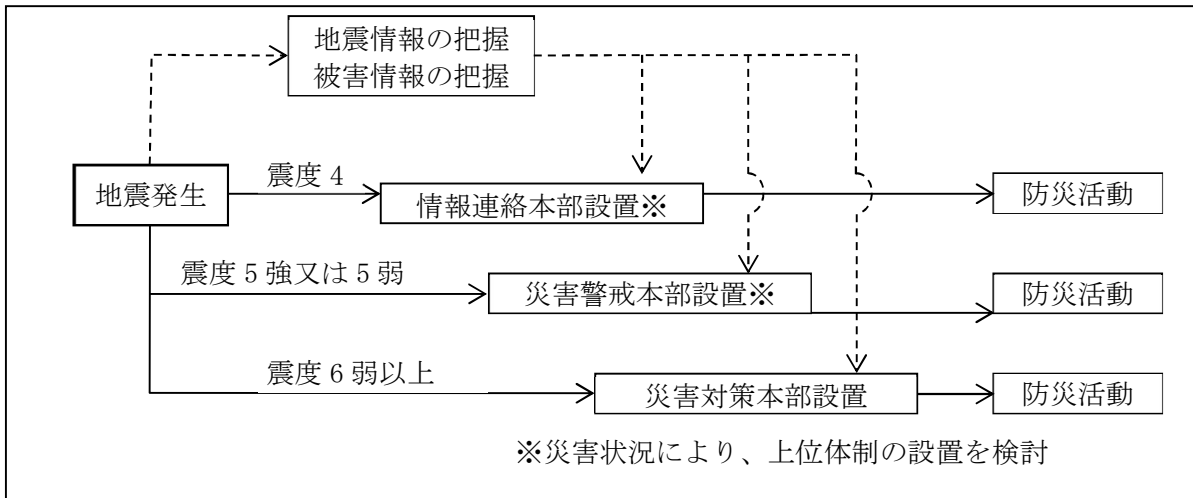
第2節 動員配備計画

第1款 町災対本部等の設置基準と配備体制

1 活動体制

町長は、地震が発生した場合において、本計画に基づき、直ちに町災対本部等を設置し、応急対策活動を遂行する。活動の概要は、次表のとおり。

《活動の概要》



2 職員の参集基準

各震度における参集基準は、「第2編 共通対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」によるほか、細部は、次表のとおり。

なお、各課長等は、それぞれの参集基準における参集範囲をあらかじめ定めておくとともに、職員の動員方法を定めておくものとする。

高鍋町の震度	町災対本部等	参集基準		
		役場	学校・保育所	町消防団
震度3	連絡体制の確保	危機管理課・建設管理課 ・上下水道課 担当職員登庁	関係課長及び施設長自宅待機	
震度4	情報連絡本部	危機管理課長・総務課長 ・建設管理課長・税務課長 ・町民生活課長・農業政策課長・上下水道課長 登庁 ----- 危機管理課・総務課・建設管理課・農業政策課・上下水道課 担当職員登庁	関係課長及び施設長登庁	
震度5強 又は5弱	災害警戒本部	各課等の長 登庁 ----- 危機管理課・総務課長・建設管理課・上下水道課・農業政策課 全職員登庁 ----- 他職員は自宅待機	関係課長及び施設長登庁 他は自宅待機	自宅待機
震度6弱 以上	町災対本部 (B号配備)	全職員登庁	全職員	全団員は各部機庫に集合

第2款 夜間・休日発災時の本部機能の確保

夜間及び休日において、大規模な地震が発生した場合、町災対本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、本部機能確保の措置を講じる。

1 職員の動員配備

全職員は、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報を確認し、必要な場合、自主的に登庁するものとする。

2 町災対本部機能の確保

激甚な被害のため、町災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応について、参集可能な職員により緊急的な町災対本部機能の確保を図るものとする。

3 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、公民館長等と連携して、被害状況の収集等、所要の体制をとるものとする。

第3款 職員等の安否確認

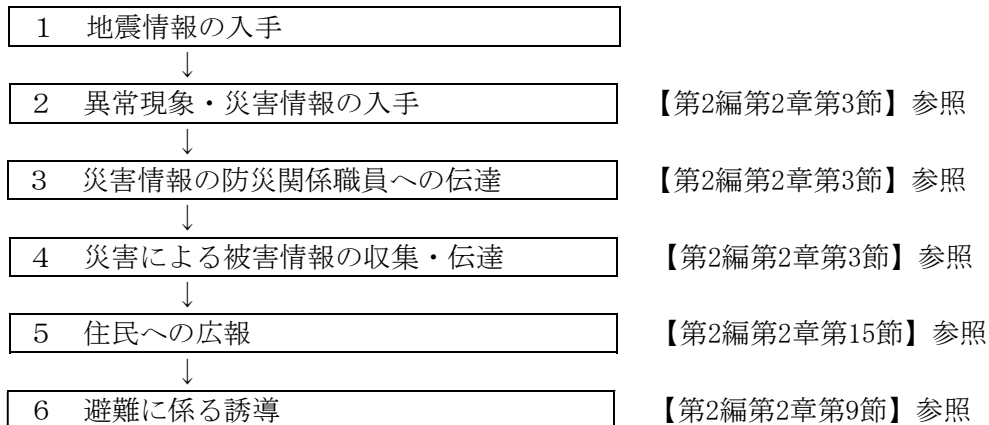
- 1 各対策部長は、参集者を把握して、危機対策部長へ報告する。
- 2 危機対策部長は、参集者を把握して、町災対本部長に報告する。
- 3 職員等には、家族等の安否確認を行う。
- 4 町災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

第3節 被害情報等収集伝達計画

第1款 情報収集伝達計画

1 情報の収集及び伝達

情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとるものとする。



2 気象予報、警報等収集及び伝達計画

地震情報の収集及び伝達は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 気象予報・警報等伝達計画」による。

なお、気象庁が発表する地震情報の種類は、次のとおりである。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(2) 地震に関する情報

震度3以上の地震を観測した場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。

ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。

(3) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。この情報は、震度3以上、津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかで発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。この情報は、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上、都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合のいずれかで発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震度要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

3 地震被害情報の収集伝達

地震発生時における対策は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害情報等収集伝達計画」による。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

(2) 地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報

イ 人命救助に係る情報

ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等、概略把握結果とする。また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

第2款 緊急地震速報の活用

1 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

2 情報の活用

- (1) 気象庁が提供する「緊急地震速報」を活用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による町全域に迅速な情報提供を行うための体制を整備する。

第4節 避難計画

地震発生時における対策は、次の事項のほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第8節 避難計画」による。

第1款 避難所等の確保

避難所等の開設にあたっては、地震発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。また、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、予め住民に周知しておき、避難の問い合わせ等に対し、円滑に対応できるようにする。

第2款 避難指示及び伝達

町長及びその他避難指示の発令の権限を有する者は、大規模な地震の発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者等に対し、避難指示を発令することができる。

調整用空白ページ

第3章 地震災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画

第1款 災害復興計画

地震発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第1節 災害復旧事業の推進計画」による。

第2款 激甚災害に伴う措置

大規模な地震発生時における対策は、「第2編 共通災害対策編 第3章 第1節 災害復旧事業の推進計画」による。

第2節 被災者の生活確保計画

被災者の生活確保計画については、「第2編 共通災害対策編 第3章 第2節 被災者の生活再建等の支援」による。

調整用空白ページ